

議案第7号

新座市児童発達支援センター条例の一部を改正する条例

新座市児童発達支援センター条例（令和元年新座市条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (2) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。
- (3) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（事業）</p> <p>第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援</p> <p>(2) 法第6条の2の2第5項に規定する保育所等訪問支援</p> <p><u>(3) 法第6条の2の2第6項に規定する障がい児相談支援</u></p> <p><u>(4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。次号及び第8条第3号において「障がい者総合支援法」という。）第5条第18項に規定する計画相談支援</u></p> <p><u>(5) 障がい者総合支援法第5条第19項に規定する基本相談支援</u></p> <p><u>(6) 前各号に掲げるもののほか、障がい児（法第4条第2項に規定する障がい児をいう。第8条及び第11条において同じ。）等の支援に関し市長が必要と認める事業</u></p> <p>（利用定員）</p> <p>第7条 <u>第3条第1号に掲げる事業</u>の利用定員は、40人とする。</p> <p>（利用資格）</p> <p>第8条 センターを利用することができる者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める者とする。</p> <p>(1) <u>第3条第1号又は第2号に掲げる事業</u></p>	<p>（事業）</p> <p>第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援 <u>（以下「児童発達支援」という。）</u></p> <p>(2) 法第6条の2の2第5項に規定する保育所等訪問支援 <u>（以下「保育所等訪問支援」という。）</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、障がい児（法第4条第2項に規定する障がい児をいう。第8条第1号及び第11条において同じ。）等の支援に関し市長が必要と認める事業</u></p> <p>（利用定員）</p> <p>第7条 <u>児童発達支援</u>の利用定員は、40人とする。</p> <p>（利用資格）</p> <p>第8条 センターを利用することができる者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める者とする。</p> <p>(1) <u>児童発達支援又は保育所等訪問支援</u> 法</p>

法第21条の5の5第1項に規定する通所給付決定（第3条第1号又は第2号に掲げる事業に係るものに限る。第10条第3号において同じ。）を受けた保護者（法第6条に規定する保護者をいう。以下この条及び第11条において同じ。）に係る障がい児又は法第21条の6の規定による障がい児通所支援の措置に係る障がい児

(2) 第3条第3号に掲げる事業 法第24条の26第1項に規定する障がい児相談支援対象保護者

(3) 第3条第4号に掲げる事業 障がい者総合支援法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障がい者等（障がい児の保護者に限る。）

(4) 第3条第5号に掲げる事業 障がい児、障がい児の保護者又は障がい児の介護を行う者

(5) 第3条第6号に掲げる事業 市内に住所を有する児童（法第4条第1項に規定する児童をいう。）、その保護者その他の市長が当該事業による支援の必要があると認める者

（利用許可の取消し等）

第10条 市長は、前条第1項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するとき、又はセンターの管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

(1)・(2) [略]

(3) 第3条第1号又は第2号に掲げる事業を利用する者である場合において、法第21条の5の5第1項に規定する通所給付決定を取り消されたとき。

（利用料）

第11条 センターを利用する障がい児の保護者は、第3条第1号又は第2号に掲げる事業の利用につき、法第21条の5の3第2項第2号（法第21条の5の11第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる額を利用料として納付しなければならない。

第21条の5の5第1項に規定する通所給付決定（児童発達支援又は保育所等訪問支援に係るものに限る。第10条第3号において同じ。）を受けた保護者（法第6条に規定する保護者をいう。次号及び第11条において同じ。）に係る障がい児又は法第21条の6の規定による障がい児通所支援の措置に係る障がい児

(2) 第3条第3号に掲げる事業 市内に住所を有する児童（法第4条第1項に規定する児童をいう。）、その保護者その他の市長が当該事業による支援の必要があると認める者

（利用許可の取消し等）

第10条 市長は、前条第1項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するとき、又はセンターの管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

(1)・(2) [略]

(3) 児童発達支援又は保育所等訪問支援を利用する者である場合において、法第21条の5の5第1項に規定する通所給付決定を取り消されたとき。

（利用料）

第11条 センターを利用する障がい児の保護者は、児童発達支援又は保育所等訪問支援の利用につき、法第21条の5の3第2項第2号（法第21条の5の11第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる額を利用料として納付しなければならない。

## 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月21日提出

新座市長 並 木 傑

提 案 理 由

障がい児相談支援事業、計画相談支援事業及び基本相談支援事業を行いたいの  
で、この案を提出するものである。